

平成21年6月1日

教 職 員 各 位

校 長

新型インフルエンザに関する就業上の対応措置について

このことについて、高専機構理事長より別添のとおり対応措置についての通知がありましたので、お知らせします。

通知にある「2 地域の状況に応じた感染の拡大防止のための取組事項」にある時差通勤の検討については、本校では時差通勤の取り扱いはしませんが、通勤する際はインフルエンザの感染予防に留意願います。(特に公共交通機関を利用される方)

また、インフルエンザ様の症状があったり、感染者と濃厚接触した可能性があり発熱センターに相談した場合は、その結果を総務課人事係へ連絡するようお願いいたします。

なお、子等が通う保育施設等が臨時休業になった場合、年次有給休暇の取得が原則となっていますが、労働時間等規則第3条第4項の規定による早出遅出労働を認めることもできます。場合により対応しますので、総務課人事係へ相談願います。

新型インフルエンザに関するHP

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

感染予防等

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/inful_what.html#inful_03

担当：人事係（内線 214）